

平成 12 年 3 月 29 日

モデル「指定特定施設入所者生活介護」重要事項説明書

全社協「福祉サービスの契約及び情報提供のあり方に関する検討会」

当施設は介護保険の指定を受けています。
(〇〇県指定 第〇〇号)

当事業所はご契約者に対して指定特定施設入所者生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	7

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 〇〇〇〇〇会
(2) 法人所在地 〇〇県××市△△町◇丁目▽番地
(3) 電話番号 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
(4) 代表者氏名 理事長 〇〇 〇〇
(5) 設立年月 昭和〇年〇月〇日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定特定施設・平成〇年〇月〇日指定 〇〇県〇〇号
(2) 施設の目的
(3) 施設の名称 軽費老人ホーム 〇〇

平成 12 年 3 月 29 日

モデル「指定特定施設入所者生活介護」利用契約書

全社協「福祉サービスの契約及び情報提供のあり方に関する検討会」

◇◆目次◆◇

第一章 総則

- 第 1 条 (契約の目的)
- 第 2 条 (契約期間)
- 第 3 条 (特定施設サービス計画の決定・変更)
- 第 4 条 (介護保険給付対象サービス)
- 第 5 条 (介護保険給付対象外のサービス)
- 第 0 条 (業務の委託) * オプション条項 *
- 第 6 条 (他の事業者によるサービスの提供)
- 第 7 条 (介護の場所)

第二章 サービスの利用と料金の支払い

- 第 8 条 (サービス利用料金の支払い)
- 第 9 条 (利用料金の変更)

第三章 事業者の義務

- 第 10 条 (事業者及びサービス従事者の義務)
- 第 11 条 (守秘義務等)

第四章 損害賠償 (事業者の義務違反)

- 第 12 条 (損害賠償責任)
- 第 13 条 (損害賠償がなされない場合)
- 第 14 条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第五章 契約の終了

- 第 15 条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)
- 第 16 条 (契約者からの中途解約)
- 第 17 条 (契約者からの契約解除)
- 第 18 条 (事業者からの契約解除)
- 第 19 条 (精算)

第六章 その他

- 第 20 条 (苦情処理)
- 第 21 条 (協議事項)

平成12年3月29日

モデル「指定特定施設入所者生活介護」利用契約書（三者契約）

全社協「福祉サービスの契約及び情報提供のあり方に関する検討会」

◆◆目次◆◆

第一章 総則

- 第1条（契約の目的）
- 第2条（契約期間）
- 第3条（特定施設サービス計画の決定・変更）
- 第4条（介護保険給付対象サービス）
- 第5条（介護保険給付対象外のサービス）
- 第〇条（業務の委託）*オプション条項*
- 第6条（利用者等への説明）
- 第7条（他の事業者によるサービスの提供）
- 第8条（介護の場所）

第二章 サービスの利用と料金の支払い

- 第9条（サービス利用料金の支払い）
- 第10条（利用料金の変更）

第三章 事業者の義務

- 第11条（事業者及びサービス従事者の義務）
- 第12条（守秘義務等）

第四章 損害賠償（事業者の義務違反）

- 第13条（損害賠償責任）
- 第14条（損害賠償がなされない場合）
- 第15条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第五章 契約の終了

- 第16条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
- 第17条（契約者からの中途解約）
- 第18条（契約者からの契約解除）
- 第19条（事業者からの契約解除）
- 第20条（精算）

第六章 その他

- 第21条（苦情処理）
- 第22条（協議事項）